

## 風水害等に関する警報等発令時における施設の臨時閉館措置について

京都市障害者スポーツセンター  
京都市障害者教養文化・体育会館

1. 風水害等に関する警報等のうち、特別警報、「暴風」警報が発令された場合、利用者、関係者等の安全を鑑み、京都市障害者スポーツセンターと京都市障害者教養文化・体育会館を臨時に閉館する。

その他の警報については原則として閉館しないが、利用者、関係者の安全に重大な影響があるとセンター長が判断した場合は、の警報等に準じた措置を講じることができるものとする。

2. 特別警報、「暴風」警報が発令された場合の臨時閉館措置は、次のとおりとする。

午前7時現在

発令 午前の部 閉館  
午前7時～正午の間に解除の場合：午後の部より供用再開

正午現在

発令 午後の部 閉館  
正午～午後5時の間に解除の場合：夜間の部より供用再開

午後5時現在

発令 夜間の部 閉館  
午後5時以降解除の場合：夜間の部は閉館

利用時間中

午前9時～午後9時の利用時間中に発令された場合は、直ちに閉館し、利用者に対しては帰宅を求める。

3. 臨時閉館中は、表及び裏の出入口を閉鎖し、貼り紙等で閉館の旨、周知する。
4. 警報等による臨時閉館措置を実施する場合、該当する利用申請団体に電話等で連絡する。
5. 警報等による臨時閉館措置を実施する場合、京都市担当課に連絡する。
6. その他、警報等による臨時閉館措置に伴う業務の内容については、別途センター長が指示する。

平成25年9月特別警報追加